

高崎市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者等監査要綱

第1 目的

この要綱は、市が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の7、第115条の45の8及び第115条の45の9の規定に基づき、法第115条の45の5の規定による指定事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定事業者等」という。）に対して行う第1号事業（法第115条の45第1項第1号に規定する「第1号事業」をいう。以下同じ。）の内容及び第1号事業支給費（法第115条の45の3に規定する「第1号事業支給費」をいう。以下同じ。）に係る費用の給付に関して行う監査に関する基本的事項を定めることにより、第1号事業の質の確保及び第1号事業支給費の適正化を図ることを目的とする。

第2 監査方針

監査は、指定事業者等の第1号事業の内容について、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の6で定める基準に従っていないと認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は第1号事業支給費の給付について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）、又は第1号事業の利用者について高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）（以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき虐待の認定を行った場合若しくは高齢者虐待等により、利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる場合（以下「人格尊重義務違反」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

第3 監査対象となる指定事業者等の選定基準

監査は、下記に示す情報を踏まえて、指定基準違反等又は人格尊重義務違反の確認について必要があると認める場合に行うものとする。

1 要確認情報

- (1) 通報・苦情・相談等に基づく情報

- (2) 高齢者虐待防止法に基づき虐待を認定した場合又は高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる情報
- (3) 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
- (4) 連合会等からの通報情報

2 運営指導等において確認した情報

市長が、一体的に運営する訪問介護事業所及び通所介護事業所への法第23条による指導又は法第76条等の監査で指定事業者等について確認した指定基準違反等

第4 監査方法等

1 監査方法

市長は、指定基準違反等又は人格尊重義務違反の確認について必要があると認めるときは、指定事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定事業者等の当該指定に係る事業所等に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査という。を行うものとする。

2 実施通知

市長は、監査の対象となる指定事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該指定事業者等に通知する。ただし、あらかじめ通知したのでは、当該指定事業者等における事実関係を確認することができないと認められる場合には、監査の開始時に文書を交付することにより通知するものとする。

- (1) 監査の根拠規定
- (2) 監査の日時
- (3) 監査担当者数
- (4) 監査対象施設（事業所）

3 行政上の措置

指定基準違反等又は人格尊重義務違反が認められた場合には、市長は法第115条の45の8及び第115条の45の9の規定に基づき行政上の措置を機動的に行うものとする。

(1) 勧告

指定事業者等に指定基準違反等（第1号事業支給費の請求に関するものを除く。）の事実が確認された場合には、当該指定事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができるほか、これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

なお、勧告した場合は、当該指定事業者等に対し期限内に文書によりとった措置について報告を求める。

(2) 命令

指定事業者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができるほか、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

なお、命令した場合は、当該指定事業者等に対し期限内に文書によりとった措置について報告を求める。

(3) 指定の取消等

市長は、指定基準違反等又は人格尊重義務違反の内容等が、法第115条の45の9各号のいずれかに該当する場合には、当該指定事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止をすること（以下の「指定の取消等」という。）ができる。

(4) その他

監査の結果については、文書により通知する。

なお、上記(1)～(3)に該当する場合はそれらの通知に代えることができる。

また、(1)～(3)に該当しない、改善を要すると認められた事項については、その旨を通知し、期限を定めて報告を求めるものとする。

4 聴聞等

監査の結果、当該指定事業者等が命令又は指定の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

5 経済上の措置

勧告、命令、指定の取消等を行った場合に、第1号事業支給費の全部又は一部について、不正利得があった場合には当該指定事業者から返還を求めるものとする。

第5 実施機関

監査の実施機関は、原則として指導監査課とする。ただし、必要に応じ指導監査課及び所管課等との合同で実施することができるものとする。

第6 その他

市は、行政措置の実施状況について、別に定めるところにより、厚生労働省老健局総務課介護保険指導室に報告を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。